國學院大學学術情報リポジトリ

上杉家の上洛・「清華成」と儀礼認識: 「清華成」の認知度

| メタデータ | 言語: Japanese |
|-------|-----------------------------------|
| | 出版者: |
| | 公開日: 2023-02-05 |
| | キーワード (Ja): |
| | キーワード (En): |
| | 作成者: 矢部, 健太郎, Yabe, Kentaro |
| | メールアドレス: |
| | 所属: |
| URL | https://doi.org/10.57529/00000189 |

す。公家社会において、「清華家」は極官(最終的に昇進可能

家の家格で「摂関家」につぐ「清華家」に列せられることを指

な官職)を太政大臣・近衛大将とする家柄であり、

摂政・

関白

上杉家の上洛・「清華成」と儀礼認識

「清華成」の認知度―

矢部健太郎

に政権運営を託したとの通説的評価はいまだ根強い。これに対 羽柴秀吉が晩年に「五大老」を創出し、その筆頭・徳川家康 私は「清華成」大名という存在を指摘してきた。

清華成」とは「豊臣摂関家」につぐ豊臣大名の地位で、

があったことになるが、同時に、やはり摂政・関白にはなれな に相当する家格であるから、「清華成」と「公家成」にも格差 通説のいう「五大老」の成立時期と比較すると大きな開きがあ 創出は秀吉の晩年ではなく天正十六年(一五八八)のことで、 い点で、「豊臣摂関家」との格差も明示されたのである。その 夫成」の三段階が確認される。「公家成」とは「羽林家」「名家」 た。豊臣大名の序列もこれに倣い、「清華成」「公家成」「諸大 の下の「羽林家」「名家」という家格とは隔絶した高位にあっ には決してなれない点で「摂関家」との格差は明らかだが、そ 秀吉の天下一統政策において、なぜ大名の掃討戦がそれほ

ど徹底されず、「惣無事」に象徴されるような私戦禁止政策が は注目に値する。「清華成」大名は、秀吉政権の正当性を補完 可能であったのかを考える際に、秀吉が案出した大名支配秩序

第117巻第9号(2016年) である。

する重要な存在として、政策遂行への助力を求められていたの

説では五番目に小早川隆景を加え、彼の死後に上杉景勝が加わ 秀家・毛利輝元の四名は共通して含まれるのに対し、「五大老」 ると認識されることもある。一方、「清華成」大名論でいえば、 なっているのが上杉景勝である。徳川家康・前田利家・宇喜多 五大老」と「清華成」という集団において、 位置づけが 異

だから、その集団から景勝を排除する理由はないことになる。 利家・隆景よりも景勝の方が早く「清華成」したことは明らか とはいえ、 景勝の 「清華成」については若干の問題点も残

る。本稿では、これまで検討してこなかったいくつかの点を中

國學院雜誌

華成」と「公家成」「諸大夫成」 格」をどのように認識していたのか、特に儀礼面に注目しなが の大名支配の理想・構想と現実とについて、新たな見解を示し ら考察する。それにより、 心に、諸大名が豊臣政権の創出した「武家官位」や「武家家 当時の儀礼認識とその浸透度、「清 0) 相違点、そして、 豊臣政権

たいと思う。

1, 天正十四年の上洛

1 景勝の官位昇進過程

天正年間

(一五七三~一五九二)

前半の上

一杉氏は、

越後

国

氏ら、 時代より大きく後退し、信長家臣の柴田勝家が加賀・能登 いよ孤立を深めようかという時、本能寺の変で信長が命を落と を与え、結果として天正十年の武田氏滅亡をもたらした。 同盟の道を選ぶが、それは後北条氏に織田・徳川氏と結ぶ名分 いう事態となる。こうした困難に直面した景勝は武田勝頼との 中を席捲、 いは景勝の勝利に終わったが、 子として入った景虎と、長尾政景の子で謙信の養子景勝との 部で後継ぎ争いが発生する。御館の乱である。 た。さらに天正六年(一五七八)、謙信の死を受けて上杉氏内 日山城を拠点に、北・東は蘆名・伊達氏ら、 西は織田・徳川氏らに囲まれた厳しい状況におかれ 配下にあった新発田重家は蘆名氏らを頼って離反と 上杉氏は九死に一生を得たのである。 内乱により上杉氏の勢力は謙 南は武田 後北条氏から養 後北条 いよ t 越

大きな転機を迎える。 激変する畿内情勢とともに、上杉氏も翌年の賤ヶ岳の戦 勝家と対立した秀吉が、 景勝に越中出陣 13 で

したことにより、

以

上之趣、

御親疎

通令」満足一候、

就,其御一書大石播摩守口

尚自」是

叱責を受けている。この後、天正十二年に蘆名盛隆、 を求めてきたのである。 いた景勝は実質的な共闘行為を履行できず、 しかし、 柴田 方の佐々成政と対峙して 秀吉らから厳しい 翌年に伊

たことを受け、 達輝宗が死去したことにより、新発田侵攻が現実的課題となっ 景勝は、 信長死後の政局を秀吉との共闘で乗り

朱屋天目被」懸山御意 去月御札、殊御太刀一 致一秘蔵 候、 随而連々申談筋目無品相違心 候、 腰・ 誠名物と申、 馬一 疋・刀一 御懇之至、 腰光忠・守家、 証人被言差上 別 両作 而 并 可

状をみてみよう。

切ることを決意し、

秀吉に人質を差し出した。

次の羽柴秀吉書

旁可::申述:候、 得」其意一候、 恐惶謹言 於一存分一大播申渡候、

(花押

七月十二 上杉弾正-少弼殿御報

景勝は、 秀吉もそれに応え、上杉氏と良好な関係を築こうとし 秀吉に対して数々の名物や証人を贈り、 好みを通じ

ている。 ように、 田・徳川氏)、翌年の富山出兵(対佐々成政) ていたようである。 信長死後の難局を乗り切るためのさまざまな課題を抱 当時の秀吉は、小牧・長久手の戦い をみてもわかる (対織

> も重要だったのである。 えていた。 北陸の雄たる上杉氏との協力関係は、 景勝も秀吉の要請に応え、 秀吉にとって かつて成

なかった越中への出陣を果たし、秀吉に協力したという事実を

獲得したのである。

この後、秀吉は天正十三年七月に近

衛前久の養子として関白

二ヶ月後には朝廷から豊臣姓を下賜されたことが知られる。 の地位に昇る。この段階では藤原姓での任官であったが、その

奉入

臣改姓款状案をみてみよう。

宣旨

関白内大臣藤原朝臣

請。改 一本姓藤原

右 宣旨奉入、

如一件、

仰依」請

大外記局 (押小路師應) (天正十三年)

大納言 (本)

花

人の権力が絶大である、ということを意味するに過ぎない。 秀吉が関白に任官したことは重要だが、 伝統的な摂関家の一家・近衛家の養子としての任官とい それだけでは秀吉個

かも、

うままでは、

せいぜい公家社会に対しての影響力を示唆するに

-4 -とどまるであろう。そこで秀吉は、源・平・藤・橘などではな

と、その際の豊臣姓・羽柴名字の下賜などを実行していく。関 められたことにより、秀吉は徐々に諸大名に対する官位叙任 い、新たな武家としての本姓創出を求めたのである。それが認 白職という地位が、武家権力の序列形成、 大名支配にとっても

旧臣を中心とするメンバーに豊臣姓・羽柴名字を与え、 次ら秀吉一族と細川・斯波氏ら室町旧臣、 こうして秀吉は、早くも豊臣姓勅許の翌十月に羽柴秀長 丹羽・蜂谷氏ら織田 四位も 1. 秀

しくは五位の侍従、すなわち殿上人として自らの下に「公家

実質的な意味を持ち始めたのであった。

國學院雜誌 第117巻第9号(2016年) 職と豊臣姓を与えられた秀吉直臣らが、秀吉の参内に供奉する 成」大名という集団を組織する。さらにその下には、 ・諸大夫成」大名として位置づけられた。旧戦国大名の多くも、 五位+官

やがてその枠組みの中に取り込まれていくのである

乗ることにはそれなりの意義があったといえるだろう。 を踏まえ、本稿の主人公・上杉景勝について、秀吉に臣従する 称との差はあるけれども、 に始まるものではない。正式に朝廷から叙任される場合と、 とはいえ、武家が朝廷の官位を名乗ることは、もちろん秀吉 戦国社会においても、朝廷官位を名 その点

以前の官職を確認しておく。

する以前の官職について、以下のような情報が残されている。 案文がまとまって残されている。そこには、景勝が秀吉に臣従 あり、勧修寺家に伝来した景勝の口宣案の控えや、 京都大学総合博物館所蔵の勧修寺家文書に含まれている史料で の紹介」という重要な研究がある。「上杉加給宣旨案」とは、 この問題については、尾下成敏氏による「『上杉加給宣旨案』 天正 五年 五月 九日 従五位下侍従に叙任 関連文書の

天正十一年 八年 六月二十日 三月十一日 正五位下に叙す 従五位上に叙す

見すると、天正五年以降、

景勝は徐々にその官位を上

景勝がこれらの官位を有した確証が見当たらないことから、 以前の段階でこうした叙任が困難であること、 せているようだが、上杉氏が織田政権に敵対していた天正十年 同十四年以前に

とし、続けて次のように述べている。 下氏はここに示した叙任を歴史的事実とみなすことはできない をあわせるため、 恐らく、これら口宣案の控は、天正十四年六月二十二日 で景勝を従四位下・左近衛権少将に叙任した際、つじつま 日付を遡らせて、それぞれ作成されたも 付

秀吉自身がそうであったように、 当該期の武家官位叙任に関

のと考えられる

十二日に大坂へ下向、

吉と対面した後、十八日には大坂から上洛、

石清水八幡宮へ詣

御帰候事

く、彼の正式な官歴は、天正十四年六月二十二日に始まるとしかった。景勝の叙任過程についても、尾下氏の見解に異論はなする文書類は、日付を遡及して作成されるケースも少なくな

(2) 景勝の初参内と装束

てよいだろう。

の上洛については、『天正十四年上洛日帳』という史料が残る。れたのは、秀吉関白任官の翌天正十四年五月のことである。こ秀吉の越中出兵に協力した功績によって景勝が上洛を許可さ

それによれば、五月二十日に越後府内を発った景勝一行は六月

増田長盛の屋敷を宿とした。

十四日に秀

帳』の記述をみてみよう。 内を遂げたのである。その様子について、『天正十四年上洛日でている。その後、二十日の秀吉上洛を待ち、二十二日に初参

後ハ外構まて御同心被」申候而、 関白殿院之御所へ召連被 酌にて天盃御頂戴、 :狩衣・大紋之さしぬき・御冠、 廿二日、 御参内、 希代之御面目也、 於 | 若御| 申 ·候而、 局 様 被上掛 御装束被 御位正四位以上、天 為 御見被 御目、 禁中御隙明候 成 及」暮六条 中候、 紺之 둚 其

ので、ここではその服装について、鈴木敬三氏が執筆された時の昇進が従四位下・左近衛権少将であることは先に確認した紋の指貫」に「冠」、位は「正四位上」と記されている。この若御局の居所にて装束を改めた景勝の姿は「紺の狩衣」「大

国史大辞典』の記述を参考に精査してみよう。

帽子または風折烏帽子」であった点は問題となろう。『天正十許された』、「参内には使用できなかったが、参院には着用をい。しかし、「参内には使用できなかったが、参院には着用を「公家の略装。武家は正装に用いる」という点は特に問題なな点を箇条書きで抜き出しながら検討する。

か」という点に疑問が生じてこよう。特に問題とはならないから、「景勝は参内に狩衣を着用したの不適切な組み合わせなのである。冠を着すことは参内において

四年上洛日帳』は狩衣に冠を合わせたとするが、これは儀

の袍および衣冠の袍」のうち「闕腋は襖とも呼ばれたので、とは後述するが、「位階相当の染織による束帯の縫腋または闕腋り)・闕腋(けってき)の襖の一種」だという。「襖」についてそこで、さらに検討を進めると、「狩衣」は「盤領(まるえ

きに位襖ともいう」という「袍」に関する鈴木氏の指摘を確認

第117巻第9号(2016年)

できたものの、それには「勅許」が必要だったという点だろ ている。重要なのは、「雑袍勅許の公卿は日常の参内に常用 公卿は日常の参内に常用し、院参にも盛んに用いた」と記され

指貫の名称を独占した」、「雑袍勅許の

日常用として愛好され、

よって八副の指貫や六副の狩袴」であったという。 しておこう。 また、「狩衣」に合わせた袴は、「地 位や時宜に

直装束の衣冠・直衣・狩衣に用いる」、「八副の指貫は、 指貫」については、「朝服の東帯の表袴に対して、 指貫は宿 公卿の

> 3 「指貫」 と「冠」とは合わせない は雑袍勅許の公卿以外には参内時に着さな

2 1

「狩衣」

四位

は白襖を着さない

. = 「布衣冠」

は着さない

三つの可能性が生じよう。 そして、 問題点①~③を整合的に理解しようとすれば、 下

Ć В 『天正十四年上洛日帳』の記述が誤り 本来の儀礼にそぐわない、無礼な服装を着した 四位」でありながら景勝は 「布衣冠」を着した

が、 朝服儀礼が戦国・織豊期に混乱していたことは十分考えられる ることや、この二年後の毛利輝元上洛に関わる『天正記』(『天 であったことからすると、適当とは考えにくい。 Aについては、 戦国大名らの肖像画の中に東帯姿の物が数多く残されてい 彼の参内が従四位下近衛少将昇進に伴うも また、

Ō

はない景勝が着して参内したこと、それと「冠」との組み合わ 問題はないが、それを四位少将に任官したばかりで「公卿」で う。すなわち、「紺の狩衣」「大紋の指貫」の組み合わせ自体に

せに疑義が生じるのである。

十四年上洛 よって、混乱していた儀礼が改めて整備され、 が図られたとの評価も可能だろうか。 機能していたと考えられる。さらにいえば、秀吉の関白任官に をみる限り、 正朝聘日記』、『輝元公上洛日記』) [日帳] 豊臣期においても、 の記述が誤り」という可能性が浮上してくる ある程度儀礼に則った服 の詳細な服装に関する記述 そうすると、C「『天正 武家衆への周

國學院雜誌 だし、やはり鈴木氏執筆の とした」とあるから、 究』の中で、「狩衣には烏帽子を常とするが、 人所衆や検非違使も布衣冠とよんで白襖に冠をつけ え、一見然様に考えられぬこともないが」とも述べている。た 府官装束抄の中に『白襖に冠したるを布衣かぶりと云也』と見 この点について、鈴木敬三氏は『初期絵巻物の 四位少将の服装としては不適切である。 『国史大辞典』「冠」の項では 冠を被る例も衛 風俗史的 るのを慣例 「蔵 研

以上をまとめると、

次の三点が問題となる。

である。

— 7 — 上杉家の上洛・「清華成」と儀礼認識

という服装の特徴= 組み合わせについて考えてみよう。まず注目すべきは、 改めて、 景勝が着したという「狩衣・指貫」に 盤領り ・闕腋の襖の一 種」(図①) 冠 という 「狩衣_ という

腋の襖は他にないのか」を考える余地があるだろう。 点である。すなわち、「冠に合わせられ、 武官の最上位とする襖と、一般常用の下着や寝具に用いる襖 そこで再び、 「襖」に関する『国史大辞典』の記述をみると、 参内可能な盤領・ 闕

がある」とあり、 武官用については以下のように記されてい

唐代 すいように両脇をほころばせるのを特色として闕腋とい に鰭袖(はたそで)を加えた一幅半の袖をつけ、 文官の縫腋のように裾に襴と呼ぶ横ぎれを加えない 0 胡 服の様式を継承した盤領の衣で、 二幅の身に、 歩行し 奥 0

の闕腋袍」

の誤りで、これに「冠」を合わせた衛府官

1参内

区別である。そして、「礼服・朝服ともに位階相当の色の規定 ここで留意すべきは、「 武官の闕腋」と「文官の縫 腋 ح 0)

に準拠して絹地に染めて用いるのを位襖と呼び、 縫腋または闕腋の袍および衣冠の袍をいう。 そこで「袍」 いるときは色名を冠して紺襖・縹襖などという」とある。 についてみると、「位階相当の染織による束帯 闕腋は襖とも呼 布地に染めて

か、

とまでは言い切れないけれども、

少なくとも、

同

日記の記

H

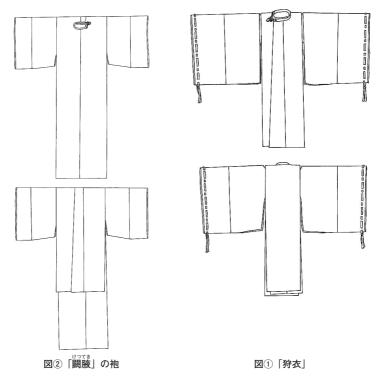
ばれ 位は朱紱 位以上は黒袍、 たので、 (しゅふつ) の袍、 ときに位襖ともいう」、「平安時代末期からは、 五位は緋袍、 六位以下は縹の袍としている」と 外記と検非違使および弾正台の Ŧi. 四

ある。 衪、 厳格に維持されており、 五位以下の「公家成」「諸大夫成」=緋袍のように、 特に、 黒袍・緋袍の区別については豊臣政権においても 四位以上の 清華成」「公家成」 II

序列と位階の関係性が可視的に表現されていた。

すなわち、「紺之御狩衣」は「紺襖」、もしくは四位相当の はなく、 盤るえり 「位襖」」(図②)だったのではないか、という仮説が成り立 以上をまとめると、 闕腋の襖の一種」を着していたが、それは 衛府官参内時の「東帯」「衣冠」に用いる 従四位下近衛少将に昇 進した景 「狩衣」で 勝 0) 黒 袍 は

従四位下の大名や高家には狩衣+大紋の指貫の着用が許されて いたのである。 装を想起することができる。すなわち、 「正装」(図③)を、景勝は着していたということである 記 ちなみに、「狩衣」 + 「大紋之指貫」からは、 には江戸時代の儀礼認識も加味されているのではな もちろん、そのことをもって『天正十四年上洛 徳川幕府にあっては 徳川幕





(いずれも鈴木敬三著『有職故実図典』より引用、吉川弘文館、一九九五)

図③「武官の束帯」

変化に伴うものと評価できるだろう。

摘できるだろう。 方で、公家社会の儀礼に対する知識が不足していた可能性を指 主については、武家社会の服装に関する知識が先行している一

上杉弾正少弼殿御報」から「上杉少将とのへ」へと変化する。 さて、この上洛により、秀吉文書における景勝の宛先表記は

攻略の指示を受けているのは、そうした秀吉と景勝の関係性の 従関係も明確化したのである。参内の翌日、早速秀吉から佐渡 の、それ以上に秀吉の地位は上昇していたのであり、 付の格式は従来より低下している。景勝の官職は上昇したもの 秀吉の推挙による近衛少将への昇進が確認されると同時に、脇 両者の主

天正十六年の上洛と「清華成」

実現は家康の職務とされ、 臣従したことにより、 新発田・真田両氏に対応するように命じた。これによって新発 り始める。これに対して秀吉は、豊臣奉行人の指示を得た上で 攻めは一端中断されたものの、 越後に帰 国した景勝は、 情勢は変化する。関東方面の「無事」の 早速新発田氏との対立打開の道を探 景勝は新発田攻めに専念することが 同年十月に徳川家康が上洛

認められたのである。

出兵の条件は整った。 翌天正十五年十

つい

13

月の聚楽第行幸への参加を免除された。そして、行幸翌月の上 景勝は新発田城を攻略し、重家を滅ぼした。 新発田・佐渡攻めなどで多忙を極めた景勝は、 景勝の官位は上昇する。『公卿補任』天正十六年の 天正十六年

应

記事には、 次のようにある。 洛を機に、

議 従四位下 *藤景勝 四月十日任

従四位下 **素大江輝元** 四月十日任

故一一景虎男、

豊臣大名に関する『公卿補任』 の記述には誤りが多く、

後の従三位権中納言への昇進日もそ

れぞれ誤りである。『御湯殿上日記』天正十六年五月二十六日

勝・輝元の従四位下参議、

条をみてみよう。

中山也、御こふ・あわの御さか月いた、く、(***)。 (***) (*

については筆者も述べたことがあり、 この時の昇進が「三位」ではなく「参議」の誤りであること 先に触れた尾下氏も同じ

してい

殿上日 さらに景勝は、 八月になると「清華成」を許される。 一御

湯

しよたいふとて、ちさかつしま・なおへやましろのかみ・(講 大 失) (千 坂 対馬守景県) (直 江 山 城 守 業 続) しきふしゆりのしん、これら十でう・まき物にて御れい申」と(鱼綿蜂埋鵜長来) したいと奏上したが、この日の対面は叶わなかったようであ 景勝は 上申、くわんしゆ寺・中山ひろう、けふ御れい申たきよしゑちこのなかうせいくわの御れいとて、御むま・たちしんゑちこのなりでいくわの御れいとて、御むま・たちしん[852-14589 (い 幸) (57 申 御湯殿上 せとも、 「清華成」の御礼として馬・太刀を進上し、 同日には景勝家臣の「諸大夫成」も確認できる。 日記』同年八月十七日条には、「ゑちこのなかう」 いまた御すきくくとも候はて御たいめんなし、 御礼を申

第117巻第9号 (2016年)

ある。 を遂げている。 「摂関家」たる豊臣宗家だけでなく、 「清華成_ 大名も直臣の「諸大夫成」を許されていたが、このことは、 一公家成」大名の家臣にも「諸大夫成」している者はいるけ が叶 千坂景親をはじめとして、上杉家の重臣が「諸大夫成」 彼らは秀吉の「陪臣」として「諸大夫成」したのであ わなかった「公家成」大名との大きな違いであった。 そ ń

天正十六年

の上洛に際して、

景勝は従四位下

左近衛権

少

國學院雜誌

うル て、これまでは秀吉個人が主たる検討 田長盛ら秀吉の「諸大夫」と直江兼続ら景勝の スに加え(景勝から秀吉へは家格的に不可 の交渉・文書のやりとりにあっては、 夫成」を許されている。そのため、 「公家成」の上に列する「清華成」をとげ、上杉家臣も「諸 から正四位上・参議兼左近衛権中将へと昇進した。 ートが確立されることになった。 今後の豊臣政権と上杉家と 対象とされてきたが、 秀吉から景勝というケー 豊臣期の書札礼につ 能)、 諸 石 三三 大夫」とい 成 増 W 大

3, 天正十九年の 「清華成」 再度御

彼ら「諸大夫」の動向についても注目すべきだろう。

わけか、 みえる。 天正十六年に「清華成」をとげた景勝であったが、 いつみさわ物井家相そへわ 銀十まい・院へ五まい也、 上杉より、 『晴豊公記』 天正十九年二月に改めてその御礼を行っている様子が 先年清花成の馬代、 天正十九年二月二十八日条をみてみよう。 たし申 准后殿下殿う 両御所今日進上申 候 Ú 取 申 置 どういう 申 禁中

して「御馬・太刀」を献上していたが、 先にみたように、 景勝は天正十六年八月に ここでは禁中へ 清華 Ō) 御礼」と そのことを踏まえると、

景勝の「清華成」再度御礼は天皇の

ある。

上杉家の上洛・「清華成」と儀礼認識 -11 -

体調の快復によってなされた、との推測も成り立つようにみえ

Ļ

清華成」が披露され、

銀二十枚が進上されている。

しかし、景勝は天正十七年十二月二十五日に白鳥を献上、

枚・院へ五枚ということだから、 できよう。 以前より高額の御礼を献 上し

る。

これについて、『御湯殿上日記』同日条をみてみよう。

くわんはく殿さんたいあり、つねの御所にて御たいめんあ(胃 白) (参 内) (常 明 所) (「 対 面)

るのは、

たい何だったのだろうか。天正十九年という時期から注目され

正月十二日に前田利家が「清華成」をとげたことであ

御礼」について記した『御湯殿上日記』天正十六年八月十七日 が快復していなかったために対面が叶わなかった、というので ては、この日に御礼を申したいところであったが、 条に「けふ御れい申たきよし申せとも、いまた御すき~~とも したのか、ということである。これについては、 候はて御たいめんなし」とあったことが注目される。 題 なのは、なぜ二年七ヶ月も経ってから再度の御礼を献上 先の「清華の 天皇の体調 景勝とし

度御礼の際も景勝自身が参内したわけではなく、使者を介して 同十八年元旦には秀吉に従って参内し、天皇に対面しているか 進上」しただけであった。つまり、 その機会はこれ以前にもあったことになる。そもそも、 天皇との対面の有無が再

> りなものであった。宇喜多秀家以下の「清華成」大名も相 の日の年頭参内は、 せいかあり、 、やすし、う以上十一人也、(中世の一番の一人の一人也、(中 しろかね甘まいしん上 小田 原出兵の戦勝報告も兼ねた大がか 御申 略) たちくせん

景勝も名を連ねている。 その場におい て、 新たに

天正十六年八月十七日条には「ゑちこのなかうせいくわの御 ば、「馬・太刀」という自らの御礼は「銀二十枚」 いとて、御むま・たちしん上申」とあった。この点を踏まえれ 景勝が最初に「清華成」の御礼を進上した『御湯殿上日記』 の利家より

ħ

劣っていた、と景勝が認識した可能性が浮上してこよう。 この仮説については、 まず、 その初例である 景勝以前の「清華成」 『御湯殿上日記』 天正十六年四月十 御礼が参考とな

景勝に再度御礼の必要性を感じさせた契機とは、

11

0

る。

ことになる。

度御礼の理由

だったわけではなく、

御礼の中身に問題があ

Ó

た

H 条には次のようにある。 まこ七郎せいくわなりに、(清華成) 御 (太刃) たち・・ おりかみにて、きてう(新版)

清華成」「 くけなりの事申、 四品 (従四位下昇進)」「公家成 ちよきよ、 (侍従任官)」

金額としては金二枚もしくは銀十~二十枚が相場であった。 大夫成」の御礼について同時に記された、貴重な史料である。 下村效氏によれば、 諸大夫成」 の御礼は杉原紙十帖と巻物(緞子)なの 「公家成」 の御礼は太刀に折紙が通例で、 ま

第117巻第9号 (2016年)

されていなくても、 両者の間には明確な区別があったことになる。そのため下村氏 数量 | 公家成 | 諸大夫成 | ・金額に定型があるから、「公家成」 その叙 任の事実を推定することができる の禁裏への礼物には、それぞれ品 諸 大夫成」 と記 例

國學院雜誌

部と認識していたから、 かについては、 下 村氏の研究段階 特に注意を払っていない。そこで、まずは 清華成 では 0) 清 御礼がどの程度であった 華成」 を 公家成 0)

もある」と述べてい

清華成」 折紙」に記された金額は不明、 の初 例につい F 『御湯殿上 秀長・家康 日 記 を確認して 0) 拝 賀 0) おくと、 御

は五 色・ 五荷、 すなわち酒肴とされている。 さらに た「御おりがるとのである。 御お

は 粽・ かみのたい」は「しろかね五まい」であったこと、酒肴殿上日記』同日条を併せてみると、秀次が献上した「 御ひら(鯛)・くぐい(白鳥)・やまぶき (鮒)・ |肴の 昆布 内

せよ、 華成」よりも安価であったと考えられ さして高額ではなく、「公家成」 . る。 の 通例

8

利

いずれ

どと酒が各人によって献上されていたことがわかる。

ない。 しているから、公卿昇進に際しては景勝もそれなりに高額 五月二十六日の参内、 成」より「公家成」の方が価値が高い、 あった、ということができる。ただし、 「禁裏御太刀・銀子十まい、 公家成」「諸大夫成」よりも「 以上の検討を踏まえると、 尾下氏が紹介した「上杉加級宣旨案」には、 すなわち景勝の参議昇進御 院御太刀・ 「清華成」 清華成 御馬くり毛」などと記 と判断する 創 それをもって の御礼 出 初期 0) 0 方が 礼につい 天正十六年 0) は適当 、低額 デ 7 で

上を行っていた。 清華成」で景勝の献上品が低額となった理由 よって、毛利家上洛を挟んで行わ は、 先例である n た八月

秀次らの御礼に従ったためと考えられる。 すなわち、 天正十六

四月であること、事例の数が圧倒的に少ないことにより、「清 三年十月より始まるのに対し、「清華成」の初見は天正十六年 的であったということである。「公家成」「諸大夫成」が天正十 年に急遽創出された「清華成」に関連する儀礼は、 いまだ流動

御礼の内容はなお未確定だったといえるだろう。

成」に関する儀式も整えられ、利家は銀二十枚を献上したので ある。それは、 時の人々の中にも徐々に浸透していった。それに伴い、「清華 と、「清華成」集団の特徴やその存在意義に関する情報が、 華成」再度御礼は、 感じたのだろう。 際にその場でみていた景勝は、 その後、三年近くが経過して利家が「清華成」した頃になる 秀次らの初例の四倍に相当する。その様子を実 こうした背景を踏まえれば、 家の 「清華成」翌月に行われた景勝の「清 自らの御礼が不十分であったと 整合的に理解 当

に、

駿河大納言(徳川家康)・大和大納言(羽柴秀長)らの

おわりに

できるのである。

上洛・昇進に関わる動向を中心に検討を加えてきた。 本稿では、 天正十四年の上洛について、参内時の服装を中心 天正十四・ 十六・十九年の各年にみられた景勝の

> 腋の袍を伴う束帯であった可能性が高いと考えた。 正確な部分もあって、景勝が着用したのは近衛武官としての に考察した。その結果、『天正十四年上洛日帳』 0) 記述には 不

名の服装、そこからうかがわれる豊臣政権の政治思想につい この点を踏まえ、天正十六年の毛利家上洛時の座配図と諸

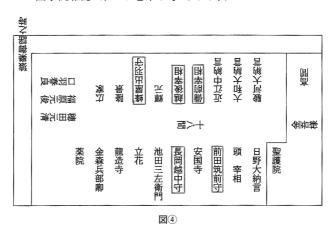
7 大

る。上洛したばかりの毛利輝元・吉川広家・小早川隆景ととも 論及し、結びに代えたい。 図④は『天正記』天正十六年七月二十四日条の座配図

であ

いる。 は近衛少将という点である。 景勝)は近衛中将、 徴だろう。それは、 (利家)・長岡越中守(細川忠興)ら「公家成」大名が居並んで 清華成」大名が秀吉から見て右手に、左手には前田筑前 注目すべきは、 前田利家 備前宰相 (字喜多秀家)・越後宰相]で囲んだ大名たちに共通する特 細川忠興・蜂屋出羽守 (頼隆 守

め、 る。 を召したことは史料上確認できるし、 彼らは、 この時点では、 輝元上洛時の一連の行事において、 近衛武官の大名たちが東帯姿であったとは限らない。 あたかも輝元を取り囲むかのように配置されてい まだ輝元が参内して叙任されていないた 秀家・景勝・忠興らと同 昇進後の輝元らが東帯



長・輝元らは文 ある。そうした 席したケースも 官の縫腋の袍を ハレの席にあっ 康・秀

ともなう東帯

たのである。 闕腋の袍をとも を、 なう東帯を着し らは近衛武官の 私はかつて、 秀家・景勝

関する検討を行 徳川家康の 奥羽政策に

臣政権の関

杉景勝は東国「惣無事」

政策の背景・脇役に退いたわけではな

上洛によって上

家康は「私戦禁止」

0)

景勝は

| 公戦遂行

の象徴的存在

であったと述べたことがある。 えた豊臣大名の服装には、秀吉の政治構想が如実に示されて 帯」の権力者層であることを可視的に表現していた。威儀を整 武官の東帯を身につけた豊臣大名らの姿は、まさに「公武兼 毛利家上洛時にみられ た文官

注 たのである。

- $\widehat{1}$ 拙著『豊臣政権の支配秩序と朝廷』 (吉川弘文館、二〇一一年)。
- 3 $\widehat{2}$ 藤木久志『豊臣平和令と戦国社会』 例えば、高等学校用の歴史教科書 (東京大学出版会、一九八五年)。
- れた」と記されている。 川隆景・宇喜多秀家・上杉景勝で、小早川隆景の死後に五大老と呼ば ○一六年)では、「大老は初め徳川家康・前田利家・毛利輝元・小早 『詳説日本史B』(山川出版社、二
- $\widehat{4}$ 天正十一年四月二十九日付直江兼続・狩野秀治宛羽柴秀吉書状写 (『歴代古案』、『大日本史料』十一-四、 天正十一年四月二十九日条所
- 5 羽柴秀吉書状(『大石文書』、『大日本史料』十一-七・天正十二年六 月二十日条所収)。
- 豊臣改姓款状案(『押小路家文書』所収)。

 $\widehat{6}$

7 戦国期の武家官途に関しては、木下聡『中世武家官位の研究』(吉川 〇〇五年六月)、 内上杉氏における官途と関東管領職の問題」(『日本歴史』六八五、二 虎の政治的位置」、『武田史研究』二八、二〇〇三年六月、 めたのは謙信死後・御館の乱後とされていたが(櫻井真理子「上杉景 弘文館、二〇一一年)を参照。なお、景勝が「弾正少弼」を名乗り始 片桐昭彦氏は謙信存命中の天正三年と述べている 木下聡「山

- ○○四年)。 (「上杉謙信の家督継承と家格秩序の創出」、 『上越市史研究』 一〇、二
- 8 尾下成敏「『上杉加級宣旨案』の紹介―近世初期武家官位に関する
- 9 『天正十四年上洛日帳』(東京大学史料編纂所写本、 史料--」(『史林』九一-五、二〇〇八年九月)。 『上越市史』所収)。
- $\widehat{11}$ 10 鈴木敬三『初期絵巻物の風俗史的研究』(吉川弘文館、 上杉景勝宛羽柴秀吉直書(『上杉家文書』、 『国史大辞典』(吉川弘文館、一九七九年)。 『新潟県史』 資料編3、三 九六〇年)。
- 天正十四年九月六日付上杉景勝宛羽柴秀吉書状(『上杉家文書』、 潟県史』資料編3、三三三号文書)。
- 『公卿補任』(『国史大系』所収)。
- 拙稿「豊臣『公儀』の確立と諸大名」(初出二○○一年)、「太閤秀吉 拙著『豊臣政権の支配秩序と朝廷』所収。 の政権構想と大名の序列」(初出二〇〇三年)、 いずれも前掲注(1)
- $\widehat{17}$ 『院中御湯殿上日記』(東大史料編纂所写真帳)。 尾下氏前揭注(8)論文参照。
- 江戸期の史料であるが、上杉家臣の「諸大夫成」に関する詳細な記述 『上杉景勝家来任官並大坂陣軍功者書上』(東大史料編纂所謄写本)は

て残る。

19 つみたわ物」を「和泉の俵物」と訳し、 殿下殿うけ取申置候也、「いつみたわ」物井家相そへわたし申候也」と翻 成の馬代、両御所今日進上候也、 の湯』(洋泉社、二〇一五年)がある。中村氏は、「上様より先年清花 の日の記述を取り上げた研究に、中村修也『利休切腹 豊臣政権と茶 『晴豊公記』(京都大学博物館架蔵本、『史料大成』本)。]の部分が私の翻刻との相違点である。中村氏は「い 禁中銀十まい、院へ五まい也、 献上品であったと理解する ちなみに、こ

> は以下のように述べている。 した方が蓋然性が高い。また、 稿のように上杉家臣泉沢久秀と勧修寺家家司井家が献上役であったと が、これはひらがなの「さ」を「た」と読み間違えた結果であり、本 前者を「上様」=秀吉として、 中村氏

成というのは、公家の清華家を真似て秀吉が関白に就任したこととっては、こちらのほうが重要であったかもしれない。この清華 ある。ある意味、形式的な家柄の創出である。 から、武家清華家を作り上げて、大名の家格化をはかったもので さらに、 同日の記録には「清華成」のことがみえる。 0) 晴 創出

(以下拙著引用部分省略) 『豊臣政権の支配秩序と朝廷』吉川弘文館)という研究がある。 これについては矢部健太郎氏の「豊臣 『武家清華家』

的なことを秀吉がなんのために行ったのかということは疑問とし うした意図があったとすれば、現実には不可能でも、 して遠ざけることができたかどうか疑問である。しかし、もしそ した意図をもっているということは諸大名に伝わったであろう。 果たして実力主義の戦国の世に、清華成ごときで有力大名を敬 ただ、これから明国遠征に出向くという時期に、そうした形式 秀吉がそう

不在をその根拠の一つとしている。しかし、豊臣期において、 取り囲んだという描写はフィクションであり、 ない家柄なのである。 関白に就任したわけではない。当然ながら、清華家は関白に就任でき も明らかに「杉」と書かれている。そもそも、秀吉は清華家を真似て しかし、晴豊が秀吉を「上様」と呼ぶことは一般的でなく、 中村氏の著作においては、利休切腹時に上杉軍三千人がその屋敷を 同日の上杉景勝の京都 くずし字

対する献上は秀吉とその一族、及び「清華成」大名らに限定されてお

豊臣大名の近衛武官任官状況については、

拙稿

「中世武家権力の秩序

『天正記』(『福原家文書』所収)。別名『天正朝聘日記』『輝元公上洛

(15)「豊臣 『公儀』の確立と諸大名」を参照。

- る。 については、史料翻刻の精査などを踏まえた上での再検討が求められ 京していたと考えた方が合理的だろう。いずれにせよ、中村氏の論考 京していたと考えた方が合理的だろう。いずれにせよ、中村氏の論考 を踏まえれば、朝廷に対する「清華成」再度御礼の際にも、景勝は在 り、その行為は彼らの畿内滞在中になされることが普通であったこと
- (21) 下村效「天正 文禄 慶長年間の公家成・諸大夫成一覧」(『栃木史学(20)』御湯殿上日記』天正十七年十二月二十五日条、同十八年正月元日条。
- (22)輝元上洛時の毛利・吉川・小早川家の昇進状況などについては、前掲七、一九九三年三月)。

拙稿注

『公戦』の遂行─」(『日本史研究』五○九、二○○五年一月)。(25) 拙稿「東国『惣無事』政策の展開と家康・景勝─『私戦』の禁止と○一○年四月)を参照。